

令和 6 年度 箱根町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和 6 年 7 月 9 日策定

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、町が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものである。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全組織とする。

3 対象施設

障害者優先調達推進法第2条第4項に該当する障害者就労施設等

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設)

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所(A型及びB型)

- (2) 「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

- (3) 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令で定める事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者(在宅就業障がい者)

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

4 調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに庁内各課に対して、福祉課が情報提供を行う。
- (2) 障害者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の受発注調整にあたっては、県内の事業所で作る共同受注窓口を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。

6 調達実績の公表

町は、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

7 その他

障がい者の経済的な自立の促進に寄与するため、町が直接発注する物品・役務に限らず、庁舎やイベント等における自主製品の販売の場の提供など、可能な範囲で障害者就労施設等からの物品等の調達拡大が図られるよう支援を行うものとする。